

介護療養施設(介護力強化型)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位 (1日につき)		
種類	項目								
53	6311	強化型施設Ⅲ 1	(イ)介護力強化型介護療養施設サービス費 (看護6:1 介護5:1)	a 要介護 1	夜勤の勤務条件		979		
53	6312	強化型施設Ⅲ 1・夜勤 I		979単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)	+23単位	1,002	
53	6313	強化型施設Ⅲ 1・夜勤 II				ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)	+14単位	993	
53	6314	強化型施設Ⅲ 1・夜勤 III				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)	+ 5単位	984	
53	6315	強化型施設Ⅲ 1・夜勤 IV				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ)	+ 7単位	986	
53	6316	強化型施設Ⅲ 1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	954	
53	6321	強化型施設Ⅲ 2			b 要介護 2	夜勤の勤務条件		1,016	
53	6322	強化型施設Ⅲ 2・夜勤 I			1,016単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)	+23単位	1,039
53	6323	強化型施設Ⅲ 2・夜勤 II					ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)	+14単位	1,030
53	6324	強化型施設Ⅲ 2・夜勤 III					ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)	+ 5単位	1,021
53	6325	強化型施設Ⅲ 2・夜勤 IV					ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ)	+ 7単位	1,023
53	6326	強化型施設Ⅲ 2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	991
53	6331	強化型施設Ⅲ 3			c 要介護 3	夜勤の勤務条件		1,054	
53	6332	強化型施設Ⅲ 3・夜勤 I			1,054単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)	+23単位	1,077
53	6333	強化型施設Ⅲ 3・夜勤 II					ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)	+14単位	1,068
53	6334	強化型施設Ⅲ 3・夜勤 III					ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)	+ 5単位	1,059
53	6335	強化型施設Ⅲ 3・夜勤 IV					ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ)	+ 7単位	1,061
53	6336	強化型施設Ⅲ 3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	1,029
53	6341	強化型施設Ⅲ 4			d 要介護 4	夜勤の勤務条件		1,092	
53	6342	強化型施設Ⅲ 4・夜勤 I			1,092単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)	+23単位	1,115
53	6343	強化型施設Ⅲ 4・夜勤 II					ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)	+14単位	1,106
53	6344	強化型施設Ⅲ 4・夜勤 III					ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)	+ 5単位	1,097
53	6345	強化型施設Ⅲ 4・夜勤 IV					ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ)	+ 7単位	1,099
53	6346	強化型施設Ⅲ 4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	1,067
53	6351	強化型施設Ⅲ 5			e 要介護 5	夜勤の勤務条件		1,129	
53	6352	強化型施設Ⅲ 5・夜勤 I			1,129単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)	+23単位	1,152
53	6353	強化型施設Ⅲ 5・夜勤 II					ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)	+14単位	1,143
53	6354	強化型施設Ⅲ 5・夜勤 III					ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)	+ 5単位	1,134
53	6355	強化型施設Ⅲ 5・夜勤 IV					ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ)	+ 7単位	1,136
53	6356	強化型施設Ⅲ 5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	1,104

サービスコード表(指定施設サービス等)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
53	6411	強化型施設Ⅳ 1	(1)介護力強化型介護療養施設サービス費(看護6:1介護6:1)	a 要介護1 948単位	夜勤の勤務条件		948	(1日につき)
53	6412	強化型施設Ⅳ 1・夜勤Ⅰ			に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) + 23単位	971	
53	6413	強化型施設Ⅳ 1・夜勤Ⅱ			満たす場合	ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) + 14単位	962	
53	6414	強化型施設Ⅳ 1・夜勤Ⅲ				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	953	
53	6415	強化型施設Ⅳ 1・夜勤Ⅳ				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	955	
53	6416	強化型施設Ⅳ 1・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	923	
53	6421	強化型施設Ⅳ 2		b 要介護2 984単位	夜勤の勤務条件		984	
53	6422	強化型施設Ⅳ 2・夜勤Ⅰ			に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) + 23単位	1,007	
53	6423	強化型施設Ⅳ 2・夜勤Ⅱ			満たす場合	ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) + 14単位	998	
53	6424	強化型施設Ⅳ 2・夜勤Ⅲ				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	989	
53	6425	強化型施設Ⅳ 2・夜勤Ⅳ				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	991	
53	6426	強化型施設Ⅳ 2・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	959	
53	6431	強化型施設Ⅳ 3		c 要介護3 1,020単位	夜勤の勤務条件		1,020	
53	6432	強化型施設Ⅳ 3・夜勤Ⅰ			に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) + 23単位	1,043	
53	6433	強化型施設Ⅳ 3・夜勤Ⅱ			満たす場合	ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) + 14単位	1,034	
53	6434	強化型施設Ⅳ 3・夜勤Ⅲ				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,025	
53	6435	強化型施設Ⅳ 3・夜勤Ⅳ				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,027	
53	6436	強化型施設Ⅳ 3・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	995	
53	6441	強化型施設Ⅳ 4		d 要介護4 1,057単位	夜勤の勤務条件		1,057	
53	6442	強化型施設Ⅳ 4・夜勤Ⅰ			に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) + 23単位	1,080	
53	6443	強化型施設Ⅳ 4・夜勤Ⅱ			満たす場合	ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) + 14単位	1,071	
53	6444	強化型施設Ⅳ 4・夜勤Ⅲ				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,062	
53	6445	強化型施設Ⅳ 4・夜勤Ⅳ				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,064	
53	6446	強化型施設Ⅳ 4・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	1,032	
53	6451	強化型施設Ⅳ 5		e 要介護5 1,093単位	夜勤の勤務条件		1,093	
53	6452	強化型施設Ⅳ 5・夜勤Ⅰ			に関する基準を	イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) + 23単位	1,116	
53	6453	強化型施設Ⅳ 5・夜勤Ⅱ			満たす場合	ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) + 14単位	1,107	
53	6454	強化型施設Ⅳ 5・夜勤Ⅲ				ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) + 5単位	1,098	
53	6455	強化型施設Ⅳ 5・夜勤Ⅳ				ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ) + 7単位	1,100	
53	6456	強化型施設Ⅳ 5・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	-25単位	1,068	
53	6830	強化型施設外泊時費用		居宅における外泊を認めた場合	1日につき	444単位	444	月6日限度
53	6840	強化型施設初期加算	(2)初期加算(入院日から30日以内の期間)		1日につき	30単位加算	30	1日につき
53	6851	強化型退院前後訪問指導加算	(3)退院時指導等加算	(-)退院時等	a 退院前後訪問指導加算	460単位	460	1回につき
53	6852	強化型退院時指導加算		指導加算	b 退院時指導加算	1,070単位	1,070	1回限り
53	6853	強化型老人訪問看護指示加算		(=)老人訪問看護指示加算		300単位	300	

事 務 連 絡
平成12年3月7日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局介護保険制度準備室長

国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則例について

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の平成十二年四月一日からの施行に伴い、国民健康保険団体連合会が行う介護給付費等の審査及び支払に関する業務に関し、別紙のとおり、国民健康保険団体連合会審査支払規則例を定めたから、貴管下国民健康保険団体連合会に対し、この規則例に基づいてその業務を行うよう、指導方お願いしたい。

国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則例

第一章 総則

(趣旨)

第一条 ○○県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う介護給付費等（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号。以下「請求省令」という。）第一条第四項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の審査及び支払いに関する業務（介護給付費審査委員会に属するものを除く。）については、法令及び規約に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委託)

第二条 市町村は、介護給付費の審査及び支払いに関する業務を連合会に委託するときは、委託書（様式第一号）を提出するものとする。

2 前項の委託書の提出があったときは、連合会は、その委託書を受理した日の属する月分の介護給付費から、その介護給付費の審査及び支払いを行うものとする。

(迅速、適正かつ公平な審査)

第三条 連合会は、介護給付費の審査及び支払いに関する事務の委託を受けたときは、これを迅速、適切かつ平等に行うものとする。

第二章 請求の受理及び事務処理

(受付)

第四条 連合会は、指定居宅サービス事業者等（請求省令第一条第四項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。以下同じ。）から、電子情報処理組織を使用して請求省令第二条第一項又は第二項に規定する事項（以下「電子情報」という。）が連合会の電子計算機に備え付けられたファイルに記録されたときは、受付日（当該電子情報が記録された日をいう。）を記録する。

2 連合会は、指定居宅サービス事業者等から、請求省令第二条第一項に規定する磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスク（以下「磁気テープ等」という。）が提出されたときは、受付日（当該磁気テープ等が提出された日をいう。）を記録する。

3 連合会は、指定居宅サービス事業者等から、請求省令附則第二条第二項に規定する介護給付費請求書（以下「給付費請求書」という。）が提出されたときは、受付日（当該給付費請求書が提出された日をいう。）を記録する。

(事業者の確認)

第五条 磁気テープ等を用いた請求は、指定居宅サービス事業者等名簿及びあらかじめ届出のあった印鑑等により、磁気テープ等に付された書面の氏名押印を照合し、指定居宅サービス事業者等が提出したものであることを確認する。

2 給付費請求書による請求は、指定居宅サービス事業者等名簿及びあらかじめ届出のあった印鑑等により、給付費請求書に付された書面の氏名押印を照合し、指定居宅サービス事業者等が提出したものであることを確認する。

(請求の点検)

第六条 電子情報処理組織を用いた請求については、電子情報を点検し、点検により各事項の入力漏れ、誤入力その他の不備を発見したときは、当該不備に係る請求の受付を取り消すとともに、当該不備に係る事項を当該指定居宅サービス事業者等に電子情報処理組織により通知する。

2 磁気テープ等を用いた請求は、磁気テープ等に記録された事項（以下「記録事項」という。）を点検し、点検により記録漏れ、誤記録その他の不備を発見したときは当該不備に係る請求の受付を取り消すとともに、当該不備に係る事項を当該指定居宅サービス事業者等に通知する。

3 給付費請求書による請求は、給付費請求書に記載された事項（以下「記載事項」という。）を、連合会の使用に係る電子計算機の入出力装置からファイルに記録して点検し、点検により記載漏れ、誤記載その他の不備を発見したときは当該不備に係る請求の受付を取り消すとともに、当該不備に係る事項を当該指定居宅サービス事業者等に通知する。

（介護給付費審査委員会への提出）

第七条 電子情報、記録事項又は記載事項の点検が終わったときは、当該電子情報、記録事項又は記載事項を整理した資料を作成し、介護給付費審査委員会（以下「給付費審査委員会」という。）に提出する。

（給付費審査委員会の審査後の処理）

第八条 給付費審査委員会の審査が終わった請求は、その審査決定に基づいて電子情報、記録事項又は記載事項を訂正する。

第三章 支払額及び請求額の算出

（支払算定額及び支払い確定額の算出）

第九条 前条の処理が終わったときは、指定居宅サービス事業者等別の支払算定額を算出する。

2 支払算定額を算出したときは、第十四条の過誤額を加減し、指定居宅サービス事業者等別の支払確定額を算出する。

（請求算定額及び請求確定額の算出）

第十条 第八条の処理が終わったときは、市町村別の請求算定額を算出する。

2 請求算定額を算出したときは、第十四条の過誤額を加減し、市町村別の請求確定額を算出する。

第四章 支払手続

第十一条 支払確定額を決定したときは、請求の審査が終わった日の属する月の翌月末日までに、指定金融機関に振込の依頼をし、指定居宅サービス事業者等に対し、支払いの手続きをとる。

第五章 請求手続

（介護給付費及び手数料の請求）

第十二条 請求確定額を決定したときは、市町村別に払込請求書を作成し、払込請求書に介護給付費等請求額通知書（様式第二号）及び介護給付費等審査決定請求明細表を添えて、請求の審査が終わった日の属する月の翌月二十日までに当該介護給付費及び審査支払手数料（以下「手数料」という。）の払込みを請求する。

(市町村の払込み)

第十三条 市町村は、連合会から介護給付費及び手数料の払込みの請求を受けたときは、その請求を受けた日の属する月の二十五日までに連合会に当該介護給付費及び手数料を払い込むものとする。

第五章 過誤調整

(過誤調整)

第十四条 市町村に対する請求確定額又は指定居宅サービス事業者等に対する支払確定額を決定した後にこれらの計数に異動が生じたときは、過誤として処理する。

(請求関係の過誤)

第十五条 市町村から請求額の過誤の通知を受け、これを確認したとき、又は連合会が請求額の過誤を発見したときは、翌月分の請求において調整するとともに、指定居宅サービス事業者等に対する支払額に異動を生じたときは、次条の規定により処理する。

2 前項の処理をするときは、介護給付費過誤決定通知書(様式第三号)を作成し、払込請求書に添えて送付する。

(支払関係の過誤)

第十六条 指定居宅サービス事業者等から支払額の過誤の通知を受け、これを確認したとき、又は連合会が支払い額の過誤を発見したときは、翌月分の支払いにおいて調整するとともに、市町村に対する請求額に異動を生じたときは、前条の規定により処理する。

2 前項の処理をするときは、支払いの手続きの際、過誤調整を通知する。

3 翌月以後の支払いにおいて過誤の調整をすることができない事由があるときは、指定居宅サービス事業者等に対し、戻入の手続をとる。

(過誤額の算出)

第十七条 過誤額の算出は、毎月一回、請求算定額及び支払算定額の算出時に行う。

第六章 財務

(手数料)

第十八条 連合会は、介護給付費の審査及び支払いに関する業務の執行に要する費用に充てるため、市町村から手数料を徴収する。

2 手数料の額は、審査した介護給付費明細書(これに相当する電子情報又は記録事項を含む。)一件につき〇円〇銭とする。

(経理規則)

第十九条 介護給付費等の審査及び支払いに関する業務(次条において「審査支払業務」という。)の財務については、この規則に定めるもののほか、介護保険事業関係業務特別会計経理規則の定めるところによる。

第七章 雑則

(細目)

第二十条 この規則に定めるもののほか、審査支払業務に関して必要な細目は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

平成 年 月 日

市町村長 氏名

(広域連合・一部事務組合の長)

県国民健康保険団体連合会

理事長 氏名 殿

介護給付費審査支払事務の委託について

当市町村(広域連合・一部事務組合)は、介護給付費の審査及び支払いに関する事務を平成 年 月指定居宅サービス、指定居宅介護支援及び指定施設サービス等提供月分から介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)、これに基づく命令及び〇〇県国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則(平成 年第 号)の定めるところにより、介護給付費の審査及び支払いを行う貴会に委託します。

様式第二

国保連合会 → 保険者

介護給付費等請求額通知書

年 月 日 審査分

年 月 日 頁

種 類	件数	日数 回数	通常分		金額 (食事提供費)	件数	再審査・滞誤		調整額	介護給付費 (食事負担額)	利用者負担額 (食事標準負担額)	公費負担額
			件数	単位数			単位数	単位数				
			単位	単位			単位	単位				
合 計												
累 計												

審査手数料	請求額	累計
-------	-----	----

介護給付費過誤決定通知書（平成 年 月 取扱分）

平成 年 月 日
頁

過誤申立てについては、下記のとおり決定しましたので通知します。

保険者番号	保険者名
-------	------

事業所番号 事業所名	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類名	過誤申立事由	単位数 (食事提供費)	保険者負担額 (公費負担額)	備 考

件数		単位数※1 (金額)	保険者負担額
介護給付費			
高額介護サービス費			
食事提供費			
合計			

※1 食事提供費の場合は金額が印字される